

母子父子寡婦福祉資金貸付限度額表

(令和7年4月1日現在)

貸付金の種類		貸付対象者	貸付金の限度額					継続資金の貸付	据置期間	償還期間	年利率								
資金	内 容										連帯保証人								
事業開始	事業を開始するために必要な経費（設備、什器、機械等購入費）	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	3,580,000円					—	1年	7年以内	無利子	1.0%							
		母子・父子福祉団体	5,370,000円																
事業継続	事業を継続するために必要な経費（商品・材料等を購入する資金等）	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	1,790,000円					—	6か月	7年以内	無利子	1.0%							
修学	修学に必要な資金（授業料、学校納付金、書籍代、交通費、課外活動費、自宅外通学においてかかる経費等）	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する20歳以上の子	学年別 学校等種別					1年	2年	3年	4年	5年	その児童の修学期間中 (月額)	卒業後6か月	20年以内 (専修学校一般課程のみ5年以内)	無利子			
			高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000											
					自宅外	34,500	34,500	34,500											
				私立	自宅	45,000	45,000	45,000											
					自宅外	52,500	52,500	52,500											
			高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500									
					自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500									
				私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500									
					自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000									
			専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	67,500	67,500												
					自宅外	78,000	78,000												
				私立	自宅	89,000	89,000												
					自宅外	126,500	126,500												
			短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500												
					自宅外	96,500	96,500												
				私立	自宅	93,500	93,500												
					自宅外	131,000	131,000												
			大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000										
					自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500										
				私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500										
					自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000										
			大学院	修士課程		132,000	132,000												
				博士課程		183,000	183,000	183,000											
				専修学校（一般課程）		54,000	54,000												
			技能習得	知識・技能を習得するのに必要な資金（高等学校で修学する場合も対象）	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	月額 68,000円 (一括貸付の場合 816,000円) 〔特別貸付（運転免許習得費）〕460,000円					技能習得期間中の5年以内	終了後1年					20年以内	無利子	1.0%
			修業	知識・技能を習得するのに必要な経費	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する20歳以上の子	月額 68,000円 〔特別貸付：就職希望の児童が運転免許を取得する場合〕 460,000円					技能習得期間中の5年以内	終了後1年					20年以内	無利子	
就職支度	就職するために必要な資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	110,000円 〔特別貸付：他に交通手段がなく通勤の為に自動車を購入することが必要であると認められる場合〕 340,000円					—	1年	6年以内	無利子	1.0%							
			〔特別貸付：他に交通手段がなく通勤の為に自動車を購入することが必要であると認められる場合〕 340,000円								「児童に係るもの」は無利子								
生活	知識技能を習得している間、医療もしくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭となつて間もない（7年未満の）生活を安定・継続する間又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	技能習得期間中	月額 141,000円					技能習得期間中の5年以内	期間終了後6か月	20年以内	無利子	1.0%						
			医療又は介護期間中	月額 114,000円 〔特別貸付：母、父が生計中心者でない場合〕 月額 76,000円					医療介護期間中の1年以内		5年以内								
			生活安定貸付	・技能習得期間中、医療介護資金との併用の場合は、各期間終了まで。 ・生活安定期間貸付は配偶者のない女子又は男子となった事由の生じた時から7年経過するまでの期間中、総額2,736,000円まで。 ・生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用については、1,368,000円(12か月相当)まで。 ・失業期間は離職後1年まで。 ・3か月相当額の一括貸付を行うことができる。					配偶者のない女子又は男子となつて7年未満		8年以内								
			失業貸付						離職した日の翌日から1年以内		5年以内								
			児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金（児童扶養手当を受給している者は除く）	母子家庭の母 父子家庭の父	児童扶養手当の支給額						原則3か月以内			期間終了後6か月	10年以内				
住宅	住宅の建設、購入、補修に必要な経費 災害等での住宅全壊等による改築、増築等に必要な経費	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	1,500,000円					—	6か月	6年以内	無利子	1.0%							
			〔特別貸付〕 2,000,000円							7年以内									
転宅	引越す際に必要な住宅の賃借に必要な経費 ※転居先の窓口で申請	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	260,000円					—	6か月	3年以内	無利子	1.0%							
就学支度	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な経費	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する20歳以上の子	高等学校 専修学校 (高等課程若しくは一般課程)	国公立	自宅	150,000	—	卒業後6か月	20年以内 (就業施設及び専修学校一般課程は5年以内)	無利子									
					自宅外	160,000													
			私立	自宅	410,000														
				自宅外	420,000														
			短期大学 大学・大学院 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	420,000													
					自宅外	430,000													
			私立	自宅	580,000														
				自宅外	590,000														
			修業施設		自宅	272,000													
					自宅外	282,000													
※専修学校の一般課程については、私立であっても国公立の限度額まで ※中学校卒業者が修業施設に入所する場合は、高等学校・専修学校（高等課程若しくは一般課程）の場合に準じて取り扱うこと。																			
医療介護	医療を受けるのに必要な経費	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦	医療	340,000円 〔特別貸付：所得税非課税世帯〕 480,000円					—	期間終了後6か月	5年以内	無利子	1.0%						
			介護	500,000円															
結婚	婚姻に必要な経費	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する20歳以上の子	婚姻する子1人につき 330,000円					—	6か月	5年以内	無利子	1.0%							